

Y-E S メールマガジン（第116号）をお送りします。

■○■○■

○■Yamagata-

■ Export 一般社団法人 山形県国際経済振興機構メールマガジン  
Support

No. 116  
2017. 4. 25

■■目次■■=====

1. 県産品販売プロモーション 開催報告
2. 山形県中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金（研究開発等支援事業）  
および補助事業説明会のご案内
3. ジェトロ「中小企業外国出願支援事業」のご案内
4. 「中国越境 EC セミナー」のご案内
5. 「FOOD JAPAN 2017」出展者募集のご案内（再）

■■Y-E S お役立ちコーナー■■

- (1) ASEANコラム
- (2) メールマガジンについて

=====■■■■■

## 1. 県産品販売プロモーション 開催報告

- (1) 県産工芸品の販売プロモーションを開催  
平成29年3月31日～4月10日、中国・上海の上海高島屋「北海道・東北物産展」に於いて、県産工芸品の販売プロモーションを行いました。
- (2) 台湾にて日本酒プロモーションを開催  
平成29年4月13日～14日、台湾・台北の飲食店で、日本酒プロモーションを開催しました。

▼開催の様子は当機構 HP に掲載しています。

<http://www.yamagata-export.jp/index.html>

## 2. 山形県中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金 （研究開発等支援事業）および補助事業説明会のご案内

公益財団法人山形県産業技術振興機構では、地域の経済と雇用を支える中小企業等の活性化を図り自立型の産業を強化するため、中小企業等による新産業・新事業・新技術の芽出し・育成を支援することを目的に、標記補助金交付事業を実施します。また、事業説明会が開催されますので、ご案内いたします。

海外進出のための経費も対象となりますので、ぜひご利用ください。

### 1. 事業概要

県内の中小企業者等が、本県の強みであるものづくりの基盤技術や多種多様な地域資源を活用して取り組む、新製品や新サービスの開発・事業化を促進するため、市場調査、研究開発、試作等の取組みのうち、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

### 2. 事業区分および補助率・限度額

- (1) 事前調査型

シーズの事業化可能性等の調査など、新たな製品やサービス開発に向けて事前に取り組む事業

補助率：対象経費の1/2以内

限度額：50万円/年

(2) 製品開発型

新たな技術や地域の資源等を活用した新製品開発など、新規市場の創出や新事業展開、製品化のための試作開発・改良・本事業で開発した製品の販路開拓等に取り組む事業

補助率：対象経費の1/2以内

限度額：500万円/年

(3) サービス創出型

新たな技術や地域の資源等を活用した新サービスの創出・試行など、新規市場の創出や新事業展開、試行・改良・本事業で創出したサービスの販路開拓等に取り組む事業

補助率：対象経費の1/2以内

限度額：100万円/年

3. 補助対象事業者

中小企業者、NPO法人、LLP(有限責任事業組合)、起業家、またそのグループ

4. 対象経費

(1) 謝金

(2) 旅費

(3) 物品費(機械装置・工具器具費/原材料・消耗品費/資料購入費)

(4) 事業費(外注・委託費/共同研究費/印刷製本費/通信運搬費/会議費/広報宣伝費/会場設営運営費/翻訳料/産業財産権導入費/機器借上料)

5. 採択予定件数

全体で40件程度

6. 公募要領等

公募要領、申請書類等詳細は以下URLよりご確認ください。

<http://www.ypoint.jp/h29hojo.htm>

7. 応募受付期間

平成29年5月22日(月)~26日(金) 17:15

8. 応募・問合せ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部 プロジェクト推進課

TEL: 023-647-3163 FAX: 023-647-3139

E-mail: [info@ypoint.jp](mailto:info@ypoint.jp)

<補助事業説明会>

○村山地域

日時：平成29年5月9日(火) 13:30~16:00

場所：山形県高度技術研究開発センター 2階多目的ホール  
(山形市松栄2-2-1)

○最上地域

日時：平成29年5月8日(月) 13:30~16:00

場所：山形県最上総合支庁 5階講堂  
(新庄市金沢字大道上2034)

○置賜地域

日時：平成29年5月11日(木) 13:30~16:00

場所：山形県置賜総合支庁本庁舎 2階講堂  
(米沢市金池7丁目1-50)

○庄内地域



- 内 容：・「訪日インバウンド消費の現状と今後の展望」  
（講師：株式会社みずほ銀行 産業調査部 流通・食品チーム  
（小売業界担当） 調査役 中川 朗 氏 ）  
・「中小企業でも活用できる中国越境 EC」  
（講師：株式会社エフカフェ 取締役 高岡 正人 氏）
- 申込方法：以下 URL より申込書をダウンロードし、申込書に必要事項をご記入のうえ、問合せ先まで FAX でお申込みください。  
<http://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/842.pdf>
- 申込締切：平成 29 年 4 月 28 日（金）
- 問合せ先：山形銀行 営業支援部（担当：辻村・中野）

#### 5. 「FOOD JAPAN 2017」出展者募集のご案内（再）

平成 29 年 10 月にシンガポールにて開催される日本食品見本市「FOOD JAPAN 2017」の出展募集が始まりましたので、ご案内いたします。

近年世界中で注目を集める日本食に特化し、日本の食に関連するビジネス全般に焦点をあてた ASEAN 市場最大級の日本食品の見本市です。

- 会 期：平成 29 年 10 月 26 日（木）～ 28 日（土）  
※ 28 日のみ一般入場可。
- 会 場：シンガポール  
Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre
- 主 催：FOOD JAPAN 実行委員会 (OJ Events Pte Ltd)
- 出展対象：農産物、畜産物、水産物、加工食品、菓子・デザート・スナック、アルコール飲料、日本茶・緑茶飲料、清涼飲料、テーブルウェア・カトラリー・伝統工芸品、調理・厨房機器、食品製造機械、食品素材、農業技術、外食、教育・団体、コンサルティング
- 出 展 料：パッケージブース料金  
1 小間（9 平方メートル）5,085 シンガポールドル  
※ 4 月末お申込み分までの出展料早期割引を実施しています。  
早期割引の詳細は以下問合せ先までお問合せください。  
※ ミニパッケージは割引対象外です。
- 申込方法：以下 URL の「資料請求」より資料をご請求いただき、問合せ先まで直接お申し込みください。  
<http://www.oishii-world.com/jp>
- 申込期限：平成 29 年 7 月 31 日（月）  
早期申込期限は平成 29 年 4 月 30 日（日）
- 問合せ先：FOOD JAPAN 事務局  
TEL：03-6257-3892 FAX：050-3156-3807  
E-mail：[sales@oishii-japan.co.jp](mailto:sales@oishii-japan.co.jp)

■■■■■■=====

■■ Y-E S お役立ちコーナー

■■■■■■=====

#### ■■■■ (1) ASEAN コラム

このコラムは、シンガポールを中心とした ASEAN 地域の経済情勢や輸出入動向、文化等の現地情報を、山形県シンガポール駐在員よりお送りするものです。

偶数月の 25 日号にてお送りいたします。

## ■□■ ASEANコラム Vol. 20

「新年度を迎えて」

■□■

新年度がスタートしました。シンガポールでは小中学校は1月、大学は8月に新学期が始まります。企業も4月に入社式や定期人事異動があるわけではないので、「さあ、新年度です。」という雰囲気にはなりません。私の所属する自治体国際化協会（クレア）シンガポール事務所や他の自治体の現地事務所、日系の企業は4月に人事異動があり、メンバーの交代がありました。

昨年度は当クレア事務所に日本からの派遣職員が21名おりましたが、今回の異動で9名が任期を終えて出身自治体の勤務に戻り、入れ替わりで14名の職員が赴任してきました。これまでもクレアの海外事務所としては一番人数が多かったのですが、さらに5名増え、多くの自治体がシンガポールを中心としたASEAN地域に関心を持っていることを改めて感じました。

クレア海外事務所の業務の一つに自治体の海外活動の支援があり、全国の自治体がシンガポールを訪問する際に、政府機関や各種団体への訪問の調整・同行や海外PRの支援をしていますが、こうした支援件数が昨年度一年間で100件を超えました。わかりやすく言えば、4日に一度は日本のどこかの自治体関係者がシンガポールを訪問していることとなります。これは事務所に直接依頼があった件数であり、これ以外にも自治体が独自に行っている海外フェアやトップセールスがありますし、シンガポール以外のASEAN地域での活動も加えればかなりの件数になると思われます。事務所で支援した活動には、各自治体の施策に役立てるための視察（昨年度はIR法（※）が話題となったことから、マリーナ・ベイ・サンズやリゾート・ワールド・セントーサなどの運営や関連施策に関する視察あり）や学校間交流等がありましたが、半数以上は観光誘客や地元製品の販売促進に関する市場調査やプロモーションでした。

多くの自治体がプロモーションを展開していることにより、シンガポール人が日本各地の産品や情報に触れる機会が増え、日本への親近感がより強まることが期待されますが、一方で、日本国内の地域間、自治体間の競争という点では厳しくなっているとも言えます。今後も他地域との差別化を図りつつ、輸出拡大の取組みを継続していく必要があると考えています。

ここまで事務所紹介のような文章になってしまいましたが、最後に、ちょっと別の話題です。

先月、山形大学工学部の学生23名が外務省主催の学生交流事業によりシンガポールを訪れ、日系進出企業の見学等を行いました。シンガポールの学生との交流やホームステイの合間に、山形県駐在員の活動についてお話をする機会をいただき、県の観光誘客や県産品輸出の取組みについて説明しました。学生の皆さんからは、「貿易や海外勤務等は工学部の自分には関係ないと思っていたが、今回の経験から身近に感じる事ができた。」との感想をいただきました。今回の訪問により、シンガポールやASEAN地域に関心を持ち、将来、貿易や海外進出で活躍するきっかけになってくれれば嬉しいと思います。

※ IR法：「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」は統合型リゾート施設の推進に関する日本の法律。通称は、IR法その他、IR推進法、カジノ法等。

■□■ クレアシンガポール事務所 山形県駐在員 永井 健 記 ■□■

### ■□■ メールマガジンについて

- ▲ 商談会・セミナー情報
- ▲ 海外の最新経済事情、ビジネス環境等の紹介
- ▲ 当機構の事業計画などの情報を毎月2回、会員の皆様に発信します。

発行日：毎月10日、25日（発行日が休日の場合は前営業日）

※商談会やセミナーなどの情報は、発行日以外も随時発行します。

